

申請手続に係る国民負担の軽減等に関する
実態調査結果に基づく勧告
(一般手続関連)

平成 25 年 11 月

総 務 省

前 書 き

国民が行政機関に許認可等の申請を行う場合、申請書や添付書類の作成、手数料の支払い等、その手続には一定の負担が伴うものである。

このような負担を軽減するための取組については、以前より行われてきたものではあるが、新たな申請事項が設けられることもあり、また、その時々为社会経済情勢も踏まえ、不断に見直しを進める必要がある。

当省では、東日本大震災の発生を受けて、震災等の被災者に係るものを中心として、許認可等の申請手続に伴う負担の実態の調査を行ったところである。当該調査においては、申請者の二重の事務負担の軽減や行政機関の事務処理の迅速化・統一化等の必要性が改めて明らかとなり、このような視点を中心に、平成25年3月1日に関係府省に対し勧告を行ったところである。

本調査は、全国共通の一般的な申請手続について、上記の東日本大震災関係の調査の結果、明らかとなった視点等を踏まえ、国民からの要望があった事項を中心に、その実態を調査し、関係行政の改善に資することを目的に実施したものである。

目 次

1	書面手続の負担軽減	1
(1)	申請に必要な書類に関する負担の軽減	1
(2)	申請に必要な書類の提出方法等に関する負担の軽減	3
(3)	その他	5
2	オンライン手続の負担軽減	8
(1)	本人確認方法の簡素化	8
(2)	その他	10

1 書面手続の負担軽減

(1) 申請に必要な書類に関する負担の軽減

「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）においては、①申請書等の記載事項は、審査基準からみて、必要不可欠のものに限る、②添付書類は、申請書等の記載事項の真実性を裏付けるため及び諾否等の判断を行うために必要不可欠のものに限る、③既に保有している資料と同種のものについては提出を求めないといった指針が示されている。

今回、許認可等の申請書、届出書及び添付書類について調査した結果、次のとおり、改善が必要な事項がみられた。

ア 行政機関が既に保有している情報と同種の添付書類を求めているもの

行政機関が、申請の審査に必要な情報を、①他の部局が保存している、②紙媒体で保存しているため識別が容易でないなどの理由から、既に保有している情報と同種の添付書類の提出を求めている例がみられた（8事例）。

なお、4事例については、本調査途上で是正措置等が講じられた。

イ 添付書類を明確化することで申請書記載事項が削減できると考えられるもの

申請書の記載事項を裏付ける証明書類として、その写しを添付書類として郵送すれば足りるものを、確認のために行政機関の窓口を持参させている例がみられた（2事例）。

ウ 添付書類の原本証明の扱いが地域によって異なるもの

同じ届出で、添付書類に事業主の原本証明を求めている国の出先機関と求めている出先機関とがある例がみられた（1事例）。

【所見】

したがって、関係府省は、申請に必要な書類に関する負担軽減及び申請者の利便を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 行政機関が既に保有している情報と同種の添付書類の提出は求めないこと。（法務省、厚生労働省、経済産業省）

- ② 申請者の負担軽減につながる場合、確認のために行政機関の窓口を持参させている証明書類を、添付書類として位置付け、関連する申請書の記載事項を削減するよう検討すること。(厚生労働省)
- ③ 真実性の裏付け又は諾否の判断に必要な不可欠とはいえない事業主の原本証明を、添付書類に求めることを取りやめること。(厚生労働省)

(2) 申請に必要な書類の提出方法等に関する負担の軽減

今回、申請に必要な各種書類の提出方法等について調査した結果、次のとおり、改善が必要な事項がみられた。

ア 申請書の記載要領が公表されていないもの

オンライン利用が可能な手続で、申請書の記載要領がインターネット上で公表されていない一方、申請者が行政機関の窓口で相談に訪れた場合には当該要領が手渡されている例がみられた（1事例）。

イ 事前に審査基準を満たすかどうかを知るための情報の公表が不十分なもの

審査基準は公表されているものの、申請内容を具体的に当てはめた場合に基準を満たすかどうかを予測するための情報の公表が不十分な例がみられた（1事例）。

ウ 届出書の提出期限に時間的な余裕がないもの

登記事項証明書を添付書類とする変更届の提出期限を、登記事項証明書交付の前提となる変更登記の期限（2週間）よりも短い「10日以内」と定めているため、届出者の負担が重くなっている例がみられた（3事例）。

他方、変更届の期限（14日以内）を、登記事項証明書の添付を求める場合に限り「20日以内」に延長している手続がある。

エ 義務付けられていない「出頭手続」が通例となっているもの

義務付けられていない「出頭手続」（申請者・届出者が書類を行政機関の窓口で持参して行う手続）が通例となっている例がみられた（3事例）。

他方、一部の都道府県では、申請者・届出者の負担を軽減する観点から、郵送受付を導入している。

なお、1事例については、本調査途上の平成25年8月に是正措置が講じられた。

オ 添付書類が省略可能であることがインターネット上で注記されていないもの

一定の要件を満たした場合に添付書類の省略が可能となることが、インターネット上で注記されていない例がみられた（1事例）。

なお、この例については、本調査途上の平成25年8月に是正措置が講じられた。

【所見】

したがって、関係府省は、申請に必要な書類の提出方法等に関する負担軽減及び申請者の利便を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 申請書の記載要領をインターネット上で公表すること。（金融庁）
- ② 申請者の予見可能性を高め、無用な申請負担を課さないため、審査基準を満たすかどうかを予測するための可能な限りの情報提供を検討すること。（財務省）
- ③ 登記事項証明書を添付書類とする変更届について、変更登記の期限（2週間）を考慮した提出期限とするよう検討すること。（厚生労働省、環境省）
- ④ 申請書及び届出書の窓口機関に対し、郵送受付の導入例などを情報提供することにより、申請者等の利便を図る取組を推進すること。（金融庁、環境省）

(3) その他

今回の調査では、申請書、届出書及び添付書類に関する事項のほか、手続の負担を軽減する上で、次のとおり、改善が必要な事項がみられた。

ア 申請書の様式などが地域によって異なるために広域的に活動する事業者の負担が重くなっているもの

同じ申請・届出等であるのに、国の出先機関又は都道府県が、申請書や添付書類の様式をそれぞれ独自に定めているため、広域的に事業活動を展開している事業者において、手続のたびに申請書等を地域別に使い分けて作成している例などがみられた（3事例）。

なお、1事例については、本調査途上の平成25年7月に是正措置が講じられた。

イ 証明書類の発行機関が限定されているために申請者に負担が生じているもの

国や地方公共団体に登録する資格のうち、国の登録証明しか添付書類として認められないため、地方公共団体の事業のみを受注している申請者であっても国の資格審査を受けなければならない例がみられた（1事例）。

ウ 届出書の用紙サイズがA4判でないもの

届出書様式の横の長さがA4判、縦の長さがB4判という変則的な用紙サイズのため、保存や複写に不便が生じている例がみられた（1事例）。

エ 申請書等の提出部数が多いもの

申請書及び添付書類（最大29種類）の提出部数として各9部を求めている例がみられた（1事例）。

オ 必要性の有無にかかわらず、一律に事業所に書類を求めているもの

調査の必要に応じて求めれば足りる資料を、全ての事業所に一律に求めている例がみられた（1事例）。

カ 届出書の提出期限が地域によって異なるもの

同じ届出であるのに、国の出先機関がそれぞれ独自の提出期限を定めているため、広域的に事業活動を展開している事業者の事務作業が、異なる提出期限が入り混じることで煩雑になっている例がみられた（1事例）。

なお、この例については、本調査途上の平成25年7月に是正措置が講じられた。

キ 審査に必要なない個人情報が含まれる添付書類を求めているもの

行政機関が、審査に必要なない個人情報を含む添付書類の提出を求めている例がみられた（1事例）。

なお、この例については、本調査途上の平成25年5月に是正措置が講じられた。

ク 許可対象の行為の途中で許可条件の変更を伴う許可対象物の状態の変化が予定されていても許可条件の変更が行われていないもの

許可対象の一連の行為の途中で、許可条件の変更を伴う許可対象物の重量の変化が予定されていても、許可条件の変更が行われていない例がみられた（1事例）。

なお、この例については、本調査途上の平成25年7月に是正措置を講ずるための具体的な検討に着手した。

ケ 審査に直接影響しない添付書類を用意できるまで許可対象資産を事業に使用できないもの

許可を受けようとする者が、技術的な審査には直接影響しない添付書類を取得し、それを申請書に添付できるまで申請を行えないため、その間、許可対象資産を事業に使用できない例がみられた（1事例）。

なお、この例については、本調査途上の平成25年8月までに是正措置が講じられた。

【所見】

したがって、関係府省は、申請者・届出者の負担を軽減する観点から、次の措置

を講ずる必要がある。

- ① 申請書・届出書の様式の統一を図ること。(環境省)
- ② 国の登録証明に限らず、地方公共団体の登録証明も、証明書類として認めることを検討すること。(経済産業省)
- ③ 届出書様式の内紙サイズをA4判化すること。(厚生労働省)
- ④ 申請書等の部数を必要最小限のものとする事。(経済産業省)
- ⑤ 必要に応じ求めれば足りる調査関係資料を一律に求めないこと。(厚生労働省)

2 オンライン手続の負担軽減

(1) 本人確認方法の簡素化

オンライン手続は、行政機関に出向く移動時間や待ち時間の節約、24時間利用可能な利便性、交通費や郵送費の節約といったメリットを有するが、その利用率は平成23年度で38.5%となっている。

また、オンライン利用率は、手続分野によって、輸出入・港湾（95.3%）から社会保険・労働保険（2.7%）まで相当の幅がある。

平成20年度に行われた「電子政府評価委員会アンケート調査結果」によれば、オンライン申請の利用阻害要因として、「電子証明書の取得やICカードリーダーの購入が面倒・困難」を挙げるものが、個人、事業者とも、65%前後となっており、他の選択肢と比較して圧倒的に多い。

これは、本人確認及び改ざん防止のための暗号化技術を用いた「電子署名」が行われているときは、電磁的記録の情報は、真正に成立したものと推定される（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第3条）ことから、多くのオンライン手続で、電子証明書方式による本人確認方法が採られているためである。

このような状況を踏まえ、「新たなオンライン利用に関する計画」（平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進本部決定）では、オンライン利用の改善に向けた共通的な取組方針の一つとして、オンライン利用時における本人確認方法に係る見直しが掲げられ、①リスクの影響度を踏まえた合理的な認証方式を選択することを目的とした本人確認方法を含めた認証方式の再点検、②士業者による代理申請時の申請者本人の電子署名の省略等が求められている。

オンライン手続には、利用者の利便性を向上させる側面に加え、行政機関が申請・届出等を電子的に処理することを通じた行政事務の効率化を推進する側面もあるため、更なるオンライン利用の推進が重要である。

今回、オンライン手続の本人確認方法について調査した結果、次のとおり、改善が必要な事項がみられた。

ア 士業者による代理申請時に申請者本人の電子署名を求めているもの

社会保険労務士が代理申請を行う申請・届出等で、代理者の電子署名に加えて、申請者本人、事業主、被保険者又は産業医の電子署名を求めているこ

とを一因として、オンライン手続の利用率が1%を下回る例がみられた（4事例）。

イ 国家試験のオンライン受付に電子署名を求めているもの

国家試験のオンライン受付に電子署名を求めているため、利用が皆無となっている例がみられた（1事例）。

【所見】

したがって、関係府省は、オンライン手続の本人確認方法に関する負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 士業者が電子署名を行う代理申請では、申請者本人等の電子署名を省略すること。（厚生労働省）
- ② 国家試験のオンライン受付において、受験者の電子署名を省略すること。（金融庁）

(2) その他

今回の調査では、本人確認方法に関する事項のほか、オンライン手続の負担を軽減する上で、次のとおり、改善が必要な事項がみられた。

ア オンライン手続のメリットの確保が必要なもの

業務処理の手順が的確でないため、届出者が窓口へ届出書を持参した場合には即日処理されるものが、オンライン手続では3日～4日を要する例がみられた（1事例）。

イ 端末への入力事項に重複があるもの

オンラインを利用した届出で、端末への入力が1回で済まず、同じ事項を重複して入力しなければならない例がみられた（1事例）。

ウ 旧式のファイル形式のため操作が煩さとなるもの

添付書類のファイル形式が1ページごとに1ファイルずつに分けて作成しなければならない、操作が煩さとなっている例がみられた（1事例）。

エ 年齢が変わるとオンライン利用ができないもの

制度改正にオンライン・システムが対応できていないため、同一の届出事項でも年齢によってオンラインが利用できるものとできないものがある例がみられた（1事例）。

【所見】

したがって、厚生労働省は、オンライン手続の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① システムの改修等により、オンライン手続の業務処理の迅速化を図ること。
- ② 端末への入力事項の重複の解消を図ること。
- ③ 利便性の高いファイル形式を導入すること。
- ④ 制度改正にオンライン手続を対応させること。